

会議名 総務・産業建設常任委員会、厚生・文教常任委員会連合審査会

日時 令和元年9月19日(木) 午後1時10分～午後3時13分

場所 第2・第3委員会室

出席議員(14名)

委員長 堀 巖	副委員長 鬼頭博和	委員 片岡健一郎
委員 水野忠三	委員 宮川 隆	委員 伊藤隆信
委員 木村冬樹		
委員長 大野慎治	副委員長 榊谷規子	委員 谷平敬子
委員 黒川 武	委員 須藤智子	委員 井上真砂美
委員 関戸郁文		

欠席議員 なし

説明員 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 小崎尚美、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、同統括主査 酒井寿、福祉課長 富邦也、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原咲子、同主幹 中野高歳、同統括主査 高橋善美、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 長瀬信子、消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティセンター長 伊藤真澄、総務課主幹 川松元包、同統括主査 林英嗣、生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長 竹井鉄次、同統括主査 井上佳奈、同統括主査 新中須俊一、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同指導保育士兼子育て支援センター長 社本真夕美、同統括主査 林高行

事務局出席 議会事務局統括主査 寺澤顕、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第58号	岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について	—

総務・産業建設常任委員会、厚生・文教常任委員会連合審査会
(令和元年9月19日)

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） それでは、定刻になりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会と厚生・文教常任委員会の連合審査会を開催いたします。

本審査会が審査すべき案件は、議案1件であります。

会議に入る前に、委員長より会議の進め方を説明させていただきます。

本連合審査会は、2つの常任委員会が連合して案件を審査するものであります。主たる委員会は総務・産業建設常任委員会でありますので、私がこの場を取り仕切らせていただきます。

それでは、ただいまから議案の審査に入りたいと思います。

議案第58号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） 省略と声が上がりました。当局の説明を省略して、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

◎厚生・文教常任委員（関戸郁文君） ちょっと幾つか質問させてください。

今回の消費税増税において、今、課題に上がっている施設の運営費の歳出はどのような推移をするのか。上がると思うんですが、どのくらい上がるのか。また、今回の施設使用料の改定で、その増加した歳出を補うことになるとは思うんですが、どのくらい補えるのか、もし試算があればお答えください。

◎行政課長（佐野 剛君） あくまでも試算ということでお願いをしたいと思います。

今回、条例改正をいたします公共施設、18施設ございますけれども、維持管理に係るコストを集計した影響額としましては、前提としまして、平成26年から28年までの決算額の3カ年の平均額と、10%消費税後の見込み額を比較したものになります。1年間での影響額が約350万円の歳出の増という試算をしております。一方で、歳入のほうですが、歳入につきましては、近年の利用実績から積算をしております。試算上では、施設全体で1年間で約180万円、こちらは本会議のほうでも答弁があったかと思いますが、180万円の収入増というふうに見込んでおります。以上です。

◎厚生・文教常任委員（関戸郁文君） 上げたとしても170万円ほど赤字になるということがわかりました。

続きまして、説明があったかもしれませんが、もう一回ちょっと確認のために質問させていただきたいんですが、地方自治体が運営している施設使用料の消費税の扱い、あと消費税増税の対応について、国から通達とか通知とかどのように扱うのかというような、そういう通達、通知があるのか、またあったらどのようなものか御質問させてください。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） まず、地方公共団体のこういった施設使用料等につきましては、基本的には消費税の課税対象ということになっております。ただ、地方公共団体、一般会計なんですけれども、一般会計が特に税務署に消費税を納めるというわけではありません。これは、消費税法で消費税法の特例というのがございます。そういったことによって、納税額自体は、一般会計に関してはゼロということになっております。消費税法の特例なんですけれども、こちらは消費税法においては地方公共団体の行う事業が原則として営利を目的としたものではなく、税だったり、補助金だったり会計間の繰り入れ等によってその経費を賄っているものも多いということ、それから経理のあり方が民間の事業者とは異なっているということなど、そういった地方公共団体の特殊性に配慮して、そういった特例が設けられております。具体的には、一般会計に係る業務として行う事業については、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することのできる消費税額を当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなし、申告納付の必要がないということにしております。消費税についての扱いはそういった話でございませ

国からの通知という話ですけれども、国からの消費税増税の対応では、地方公共団体に対しては消費税増税分の転嫁についての通知がございました。法律でいうと、消費税転嫁対策特別措置法というのがありましたので、そちらを遵守した適正な事務執行についてというような通知がございます。その中で、契約業者に対して、公共施設の維持管理費に係る、そういった物件費等の抑制をしないということ、それから歳入の使用料に関しては、消費税増税分を反映させるというようなことなどを実施していくというような通知が、今回10%の増税時の前、それから前回の26年4月のとき、8%時にも同じような国からの通知というのがございました。以上です。

◎厚生・文教常任委員（関戸郁文君） 通知があったということはわかりまして、同額とみなすということはわかりました。

済みません、もう一つお願いしたいんですが、近隣市町で私が調べたとこ

る、もう既に6月に議会をやって、10月1日から対応していくというような市町もあると聞いております。そこで、近隣市町の増税分の対応というのが一体どんなような状況になっているのかを教えてください。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 今回の消費増税の対応としましては、近隣の7市、こちらは一宮、犬山、江南、北名古屋、小牧、春日井、稲沢の7市と2町、大口町、扶桑町のほうに確認をしております。今回、消費税増税に対応して使用料等を改定するという市町が4市1町、一宮、犬山、江南、小牧、それから1町は大口町でございます。それから、改定しないといった3市が北名古屋、春日井、稲沢の3市でございます。改定しないといっても、こちらの3市につきましては、例えば3年とか5年の定期的な見直しを実施しているため、次回の見直しのときに改定をするというようなことでございます。

それから、改定すると今お話しさせていただいた4市1町につきましては、先ほど委員がおっしゃったように、31年の3月議会で1市が、それから6月議会で1市1町、今回の9月議会でもう1市が、さらに12月議会で1市が条例改正、こういった設置及び管理の条例の改正を行ったとか、行う予定となっている状況でございます。改定の範囲につきましては、全体的にその使用料の見直しも含めて実施するという予定の市町が犬山と一宮、一宮はまだ少し予定ということをお聞きしておりますけれども、2市でございます。それから、今回の本市同様に、公共施設の使用料等に係る増税分のみの対応というところが小牧、江南、大口の2市1町という状況になっております。

◎厚生・文教常任委員（黒川 武君） まず、本会議でいろいろと議案質疑がありまして、そして副市長から、平成26年度以降、原価計算やランニングコストの面から、使用料のあり方についても内部で検討してきているということと、それから上昇分については受益者負担、そして今回の改定につきましては消費税の上昇分であるといったところの答弁がありました。そこで、私が執行機関にお聞きするのは、平成26年度以降、どのようなプロセスを経て改定の検討を行ってきたのかということ。

この使用料等の適正化については、行政経営プランの行動計画の中の取り組み業務に入っている事項でございます。したがって、毎年、行政経営プラン推進委員会において報告され、そこから意見をいただき、そして推進委員会の名のもとで議会に対しても報告書が提出されてきたと。これは、この間ずっとそのようにされており、あすの全協で平成30年度の実績と令和元年度の計画については、あすにはなりますが、あすの全協で報告されるということになります。ただし、本日の正午までに、資料としては既にレター

ケースに入れられてみえるので、昨年度の実績については、それをごらんになれば、ある程度わかるだろうとは思いますが、平成26年度以降、そういった行政経営プランのかかわりで、どのような経過をしてきたのかということと、それと施設の分類別の性質とか、あるいは原価の算定の考え方、そして利用者が負担すべき受益者負担割合、そういったものを幅広く検証しつつ、検討を加えてきたんだらうと思いますので、使用料のあり方の方向性を出して、今回の議案の改定に至ったと考えるのが自然の流れではないかなと思います。しかし、その具体的な詳細の中身については、詳しく報告を受けているわけではございませんので、その取りまとめに当たりました行政課長から、この間、平成26年度以降のプロセスを説明いただきたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） では、ただいま黒川委員から、これまでの使用料の見直しの経過と26年度以降の経過という御質問をいただきましたので、少し御説明をさせていただきます。

最初に、平成26年5月から取り組みを進めております。当初は、平成27年10月から消費税率が10%に改定される予定でございましたので、26年5月から受益者負担の適正化についてということで、行政課の内部で検討を進めてまいりました。これは、受益者負担の適正化のため、必要な行政サービスと、それに係るコストとのバランスを考慮して、適正な使用料等の算定などについての検討を始めたというものでございます。その後、施設の貸し室、各施設の部屋ですが、の利用状況、そして料金改定の経過などを調査したり、消費税率の10%への引き上げが延長されたことに伴いまして、これまでに2回、平成27年と29年度の2回、全ての施設の維持管理費等のコスト計算をしてきております。そして、それをもとに、行政課において各課とヒアリングを進めてきたという状況でございます。

なお、推進に当たりましては、行政課内部だけではなくて、平成27年度から、施設を所管する関係課のグループ長で組織をします使用料等適正化検討部会を設置しまして、先進事例の検討であったり計算方法などを検討してきたという状況でございます。

先ほど、黒川委員のほうからも、受益者負担だとか、そういった少し細かな御質問をいただきましたので、委員長の許可がいただければ、本日、その辺に関する資料を準備しておりますので、お配りしながら御説明を考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） 資料の配付をお願いします。
（資料配付）

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） それでは説明をお願いします。

◎行政課長（佐野 剛君） 本会議の中でも、堀委員から何か具体的にわかる資料を公表できないかというお話もいただいたところではありますが、今年度開催いたしました行政経営プラン推進委員会に出した資料と同様のものになります。こちらの資料につきましては、ちょうど指標の真ん中のあたりに記載例というふうに、表の上部ですね、記載例というふうに書かれておりますが、コスト計算の仕方の資料を各課に提示して、算出をしていただいた見本となる資料になっております。この資料につきましては、繰り返しですけれども、受益者負担の適正化について検討をする際に、施設ごとの維持管理費などから各部屋の使用料を算定する際に使用したということで、よろしくお願いたします。

なお、この算定方法につきましては、県内の先進地、先進自治体の多くが取り入れております人件費、減価償却費も含めた計算方法、コスト計算の手法をとっておりますのでよろしくお願いたします。本市もこれらを参考にして取り組んでまいりました。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料の左上をごらんください。左上といいましても、11の消耗品、ちょうど表の左上の囲みのところですよ。

11節の消耗品から18節の備品購入費と、その下にございます建設費などを足した決算額、いわゆる小計というところですが、こちらの消費税抜き、小計の下に小計（消費税抜き）という文字がありますが、こちらに1.1を掛けて、その後、消費税率10%の場合の維持管理費などを求めております。

次に、この事業にかかわる、その下になります、人件費ということになります、この事業にかかわる職員数から求めた人件費が記載されております。この場合ですと、0.5人分ということで約300万円ほどになっております。26年度の場合は300万円ほどになっております。その人件費とさきに求めました維持管理費などを足しまして、合計ということで、下から3行目、合計欄の1,545万5,092円と平成26年度の場合は算出をしております。その下が3カ年の平均ということで、26年、27年、28年度の合計の平均を算出しております。

次に、この施設が、この施設というのは市民プラザを例に出してありますが、この施設が全ての部屋が100%使用されたとする年間の利用可能時間というのを求めております。それが、この上の表のちょっと右下、 $m^2 \cdot 時間$ 当たり単価というところの右下になります、4,129時間、一応網かけになっているかと思えます。4,129時間と、この施設の総面積、中段の表の各部屋の名前が書いてありますが、その面積の一番下になります。施設全体の延べ床

面積、この施設の場合は1,088平米になります。この年間利用時間とこの面積から、1平米当たり1時間当たりの単価を算出しております。この1平米1時間当たりの単価というのが、また上の表に戻っていただきまして、表の一番下に書いてあります3,969円、1部屋1平米1時間当たり3,969円という単価を算出しております。

次に、3,969円を各部屋の面積と1こまの時間と掛け合わせまして、算定原価というものを算出しております。例としましては、会議室1（午前）ですが、面積としましては52.8平米、1こま当たりの時間が隣のとなりますが、3.5時間と、先ほどの3.96時間を掛けまして、算定原価として734円という数字を算定しております。

次に、その右側ですが、受益者負担率となります。こちらにつきましては、公共施設のサービスの分類を必需的なものなのか、市場的なものなのか、ほとんどの方が使う施設なのか、あと民間でも同様の施設があるのかなどの観点から設定をしております。その率を乗じて算定額を算定しております。算定額というのは、ちょうど真ん中のあたりになります734円という額を算定しております。そして、現行料金が右の右、ちょうど真ん中のあたりですが、現行料金600円と比べて改定差額を算出し、使用料の増減を求めております。使用料の増減につきましては、この場合は1.2倍ということにしております。

なお、この増減率につきましては、施設によっては大幅な値上げというのが出てきております。この市民プラザに関しては、最高でも1.3倍になっておりますが、施設によっては大きな増加になっておりました。この大幅な値上げに対応するために、激変緩和という措置をとってございまして、今回の調査の中では、最高1.5倍までという積算をしたところでございます。市民プラザでは、最高でも1.3倍というこの資料でございまして、これらの計算によりまして、算定額730円という計算を求めております。

次に、この表の右上になります。年間使用料収入等というところをごらんください。

こちらは、3年間におけるその施設の使用料の収入等をまとめたものになります。100%いただく場合と減免で2分の1等をいただく場合とで分けて記載をしております。また、この表のずっと下へ下がっていただきまして、太くけい線で囲ってあります財政効果見込みという欄がございまして、こちらが今回この算定を、いわゆる適正化をした場合に、この施設でどれだけの財政見込み、市民の方からすれば利用負担がふえるのかという積算をしたものになります。この施設の場合は、37万1,650円という数字を出したものになります。

これが、これまで適正化の取り組みで算出してきた記載例にはなりませんけれども、プロセスというものになります。この資料は一旦説明は以上とさせていただきます。

これらのコスト計算の結果、貸し出し区分のそれぞれの部屋の区分の多くが現在の使用料と比べて、大きく大幅に値上げが必要という結果となっております。このようなことから、先ほど申し上げましたように、激変緩和措置をするということで1.5倍、1.2倍とそれぞれ上限にして試算をしてきたところでございます。ただ、このような激変緩和措置をとりましても、各部屋の使用料というのが大幅に上がるということから、当初検討してまいりました受益者負担の適正化については、市民の方の利用者の方への影響が大きいということで、今回、この方法はとらないということになったところでございます。

一方、今回、お願いをいたしました件につきましては、先ほどグループ長も申し上げましたように、国からの通知もございまして、使用料等へ増税分を転嫁するという通知のあったところでございます。また、これまでの施設の維持管理コストというものにつきましても、消費税相当分はこれまで引き上げてきませんでしたので、維持管理コストが値上がりしてきたと、負担がふえてきたところでございます。また、こちらは本会議でもありましたけれども、施設を利用する方としない方との受益者負担の適正化という点、またこちら先ほどありましたが、近隣自治体の状況、実施状況など、これらを総合的に勘案しまして、消費税の相当分、今回負担の反映をお願いしたいというプロセスというような経過でございます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） ほかに質疑はありますか。

◎総務・産業建設常任委員（宮川 隆君） まずは単純なところでお聞きしたいと思います。

受益者負担率の基本的な考え方としては、100%ということで計算がなされていると思うんですけども、あえてさくらの家だけ50%になっていますけれども、これはどのような理由で、今回、一律改正というふうに聞いているんですけども、これは計算上、実質は関係ないという話ですか。

◎行政課長（佐野 剛君） 今回お出ししたのは、当初、適正化に向けて取り組んできたプロセスの資料でございますので、実際、これを今回の条例改正に適用したというものではございませんので、よろしくお願います。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） こちらは今、配付していただいた資料を事前に見ていなくて、事前にお伺いしていないのでちょっとお答え

にくいのではないかと思うんですが、まず受益者負担の原則ということとともに、やはり歳出増と収入増は均衡させていくべきだ、歳出がふえるんであったらその分収入もふやすべきだというふうに、自分は基本的には考えております。それで、今回の配付していただいた資料は、要するに簡単に言うと、単価の計算で、1件当たりというか、単価がこれで適正だという計算だと思うんですが、行政にとって大事なのは単価だけではなくて、やはり総額が大事でして、単価掛ける件数で総額になるわけで、何か経済の話で、値段が上がれば要するに件数が減るという需要供給のグラフの話ですけど、要するに単価が上がれば、計算上というか理屈の上では件数が減るわけで、単価掛ける件数がふえるような形という検討が必要だと思うんですけれども、この値上げをすることによって件数が減る、目減りをするということについては検討はされているんでしょうか。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 特に、歳入が上がって目減りするということか、そういったところまでの計算はしておりませんが、コスト計算を適正化を進めてきたというところでは、まずは県内のそういった先進市町を確認して、どういったコスト計算、どこまでコスト計算を含めるかというのもそれは議論のところだと思うんですけれども、人件費まで入れるのか、初期の導入費、いわゆる減価償却費まで入れるのかということ、そういったところも入れるか入れないかによって、総額のコストの額というのも大幅に変わってくるころではございます。ただ、今回、進めてきた適正化につきましては、多くの先進市町が採用しているコスト計算方法、減価償却費、それから人件費も含めて計算すること、それから受益者負担率についても、一定、複雑化を避けるために簡易に設定してきているといったところで計算をしてきておるところでございます。

その総額計算のコストを出して、あとは1平米当たりどれぐらいのコストがかかっているというのを割り返しているんですけれども、あくまでもそれは施設を可能な時間全部使った場合で割り返して計算はしております。そこで、単価を出した上で、実際の利用する部屋の面積を掛けているというところなので、このコスト計算については一定先進市町も採用しているとおりに、効率的なというか、施設のコストを把握する上では有効な手段であるというふうに考えております。冒頭で言った、特に歳入減に関しての、何かそれも含めた検討というのは、特にそこまではしていないところでございます。以上です。

◎行政課長（佐野 剛君） 私の説明が行き届かなかった部分があったら申しわけございません。

こちらのお出しした資料、記載例と書いてあるものにつきましては、適正化に向けて取り組んだ資料でございまして、実際、今回、条例改正に当たっては、こちらのほうは活用していないといえますか、反映されたものではございませんので、その点だけよろしく願いいたします。あくまでも、今回は、建設時の消費税と10%の消費税との差分を転嫁させていただきたいというものでございますので、よろしく願いいたします。

◎総務・産業建設常任委員（宮川 隆君） 済みません。さっきの確認なんですけれども、今回の消費税率に伴う利用料の増額というのは、全ての施設に関して同条件をかけて、例外なく同じ比率でやっているという、まずそこを確認したいと思います。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 基本的には全く同じ、建設当時の税率で割り返して1.1%を掛けた統一的な計算でやっております。

◎総務・産業建設常任委員（宮川 隆君） これは、私の認識が違うのかもしれないんで、違ったら御指摘いただきたいと思うんですけれども、過去の例えば3%、5%、8%のときの、要は古いものほど税率分が転嫁されてこなかったという経過があるというふうに認識しています。その理由としては、結局、古いもの、新しいものだったら利用率が高いであろう、要は利用しやすい施設であろうということで、多少税率分が高くなっていても、利用する側からすると、意識的に均衡が保たれるのかなというふうに理解していたんですけれども、今回は一律で上げることによって、そういうような精神的な不均衡みたいなのとか、利用者から見たふぐあいみたいなものは、計算上は考慮されているのでしょうか。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 今回の施設使用料の設定につきましては、あくまでもその施設の建設当時の消費税相当分を加味した上での設定ということになります。今、おっしゃられたように、利用者への、施設が古いからとか、そういったところに対しては配慮というか、そこはしてない部分ではありますけれども、基本、現行、大半が減免団体が利用しているという施設が多いというところもありますので、そうしたこともあって、特に施設が古いからとかというようなことはなく一律的に同じ計算で、建設時当時の消費税相当分を加味した上で当時から設定されておるものだから、それを割り返してというような統一的な計算に基づく算定をしております。

◎行政課長（佐野 剛君） それに加えて、先ほど申しあげましたように、その施設の消耗品、保守代などの維持管理コストも、消費税が上がることによって当然、そちらのほうにも、歳出のほうにも転嫁はされておりますので、施設が古いからといってそちらのほうに安価だとかいうことではない

と。消費税が上がるごとに、古い施設でもその分、転嫁されてきておりますので、古いから例えば安価だとか、別の条件をつけるというものではないのではないかなあというふうに言っておきます。

◎厚生・文教常任委員長（大野慎治君）　せっかくこの表をいただいたんですけど、これを見ると建設費が耐用年数で割るんですけど、今、平成30年度にすると約20万円ぐらい落ちちゃうんですね。人件費も0.5人工というふうになっているけど、これが0.33とか0.25に変えるだけで大分落ちちゃうと。その比率の割合で大分変わるんですよ。本当に0.5人工だったら0.5人工かかっているということがどういうふうに証明できるのかというのは、それは感覚の話になっちゃっていて、これはもうここで0.5と書けば人件費がどんと乗ってきて高くなる。建設費も、今の考え方で、今、50年たったから50で割るよといったら下がる。そういう考えでこのやつでやるというのは、やっぱり総合的な料金体系の見直しの中でどういうふうにするのかというのは、そのとき考えるやつだと思うので、この入れ方というのは僕は現時点では参考にならないと思うので、参考資料としていただいたので、今後の参考にはしていただきたいと思いますが、僕は今回、消費税の増税分だけということになっているんですね。石黒市長が5%に上げたときは、もう5%は内税ですよと、本会議でも、副市長は5%は内税になっているということは明確にお答えになっている。それはそうです、それが市の方針でしたから。

ですから、消費税に消費税を1.1掛けるんだと、建設費の分を掛けるんだという考え方が、今回の市民プラザだと、建設当時はゼロだったから1.1掛けるんだと。内税の分のやつじゃなくて、もう消費税を10%乗せるんだ。さらに、5%の分から10%を乗せるんだという話は、ちょっとそこが筋が違うよと。僕は本会議でも述べたんだけど、他市町と同様に、総合的な料金体系の見直しをやったところは別ですけど、今、消費税増税分のところのみ転嫁させて、使用料の改定を行っている市町もあります。正直言ってそのとおりだと思います。

僕は、ほかの委員の皆さんは考え方が違うけど、僕は8%に上がったときに見送ったというのは、1年後、10%に上がるからというのは見送っていいと思う。そのときは総合的な政策の判断だと思う。だから、僕はそれはいいけど、その後、10%に伸びるのはことしの10月からになっちゃって、おくれたことはやむを得ないと、それは僕は仕方がないと思っているので、5%分を乗せることは、僕は別に何も問題視していないし、使用料に転嫁してもいいと、他市町同様にと僕は思っているけれども、消費税に消費税分の建設当時の係数を掛けるんだということが問題視されている。それがおかしいよと。

だから、5%の分だけ上げるということは、僕は全然反対しないけど、建設当時の消費税分を転嫁するんだという考え方がおかしいよと言っているだけなんです。

だから、これを僕は市民の皆さんに説明できない、だって一律のパーセントじゃないから。市民の方に僕が説明できるんだったら僕は全然問題ないんだけど、どうして施設ごとにちょっと消費税率の上がり方が違うんですかと言われたら、説明できないからこういうのがおかしいですよというのは本会議で指摘させていただきました。だから、これは総合的な料金体系の見直しですよと言っていたらよかったです、そうでもないと明確に答えられました。

かといって、消費税の増税にあわせて改定するというのは明確に答えられている。それは本会議でも答えられている。だけど、それに対して割り増しするよという考え方がおかしいんじゃないのとずうっとそれを言っているんですが、ほかの市町で総合的な料金体系の見直しだといって改定するところはいいですよ。消費税の分を転嫁するんですよという説明のところ、それに割り増しをしていいという考え方はちょっと違うと思う。その見解は、どのような見解でこういうふうになっているのかというのがいまわからない。

だから、どのようにそういうような割り増しを入れることが消費税の転嫁分なのかという見解をお聞かせください。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 歴代のこれまでの市長が消費税率5%の増税時には、委員おっしゃるように、内税方式で努力するというような答弁をされております。ただ、その際の答弁でも、きちっと精査をして必要なものはお願いしていくというような趣旨の答弁もしております。また、平成25年当時、8%増税時には、またそのときの当時の市長が、これまでは消費税率の転嫁はしてきていないと、こういった固定観念は払拭しなければならないというような趣旨の答弁をしております、その後の一般質問の答弁でも、使用料については消費税の転嫁をしないことではなくて、10%の見直しがあるところに向けて検討していきたいというような。

それから、受益者負担の適正化では、過去から見直してこなかった施設の使用料等についても、当時10%になるのが1年半、29年4月だったものですから、2回連続でそういった転嫁するというのも市民負担になるものですから、1年半の2回目の10%の消費税増税にあわせて一旦見直しをしていくというようなところについて答弁をしているというところでございます。その後も、先ほど冒頭のところで課長のほうもお話しさせていただいたんですけ

れども、26年からは、見直しに向けて、検討をコスト計算というところを進めてきたわけですが、先ほどと少しまた繰り返しになるかもしれないですが、適正化においては、多大なる市民負担が必要になるということで、総合的に勘案して、今回は少なくとも消費税分だけは転嫁すべきだろうというような結論に至って、今回の条例改正の上程ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

◎厚生・文教常任委員長（大野慎治君）　ですから、5%の内税は認めているということなんです、皆さんね。総合的な料金体系の見直しというのは、今まで石黒市長もそうですけど、片岡市長も、それは必要だよというのは僕たちも認識している。だけど、今回は、消費税の増税分ということなんで、やっぱりそこは5%上げて、総合的な料金体系の見直しはまた今後行えばいいじゃないかと。それは僕はそのとおりだと思う。計算の方法はちょっと賛否はあるけれども、そういうことは行えばいいと思う。

でも、本当はこの消費税増税から大分時間があつたんだから、それは今回のときにあわせる、ほかの市町、一部の市町さんのように、料金体系の見直しを行いますよと。例えば、先ほど述べられたように、3年から5年に料金体系の見直しを行いますよという方針を固めれば、僕はそれはそれで市の方針だと思うんです。だけど、今回は消費税の増税分だと言っている以上は、それはほかの市町さんと同様に消費税、考え方は2%だ5%だという考え方はあるけど、僕は5%上げてもいいと思うけど、そういったところの見解というのが、どうしても割り増し分というのが、消費税に消費税を乗せるという二重取りという使用料というのはちょっと考え方が違うので。

だから、僕も皆さんと一緒になんですよ。総合的な料金体系の見直しは必要だと僕も思っているけど、その部分と今回の部分は違うんじゃないですかと、今の答弁もそうなんだけど、違うんじゃないですかという見解なんです、僕は。だから、今、答弁があつたように、総合的な料金体系の見直しを僕は否定しているわけではない。だから、その総合的な料金体系の見直しは、今後、いつぐらいに目指していくのかというところは、方向性はあるんでしょうか、今。

◎総務部長（山田日出雄君）　今、ずっと委員の御意見をいただきましたが、今回、そもそも総合的な料金体系というのをこれまでいろいろと委員会の中でも話をさせていただいて、その点はお認めいただいています。そして、それに向かってやってきました。ただ、やはり非常に差がある、現行からいくとですね。ということがあるということと、あとそのときに、一方で消費税分が一体どこら辺まで、どういった形で反映させていくか、その見直しの中

に。そうした議論もやっぱり出てくると思うんです。それを考えたとき、これまで本市は、先ほどお話がありましたように、ずうっと今まで料金体系は見直してこなかった。内税という形で、内税を向けてという話でやってきましたけれども、見直してこなかった。本当に10年以上やってきていないんですね。そういう意味でいくと、やはり今、大野委員さんが言っていたように、まさにそうした総合的な料金体系の見直しを定期的に見直していくことは、今後、そうした形で今御意見いただいたように、やってかなくちゃと思っています、そういう部分は。

ただ、今回、今の話でいくと、消費税との絡みで見えていくと、少しどういった形で反映していくかというのは非常に難しい面があるんじゃないかなということで、少しわかりやすくするために、わかりやすくと言うのも変ですけども、分けて考えていきたいなあというふうに思っていると。それで、また今後、今、御意見にありましたように、体系的な見直し、そうしたものはさらに研究をして、やっぱり当然経済情勢が変わってきますので、それに対する伴う費用というのは当然、もう同様に変わってきます。そうしたところも、上がることもあれば下がることもあるでしょうし、あるいは施設全体の中で、現行の料金体系が上がるものもあれば下がるもの、下がるものは余りないんですけども、大分差があると。そうしたところを市全体の施設の使用料として見直していくことが必要だということで、それも含めて、少し何か前後しますけれども、総合的な料金体系の見直しをしていきたいということです。

それで、繰り返しになりますけれども、今回の消費税分に関しては、少し分けて考えさせていただいた。いずれは、またそうした見直しもしていくことは考えています。そして、やはりそもそもこれまでの料金の設定した時期というのが、いわゆる料金設定として正しいものとして考えた中でいけば、今回と建設時、あるいは料金設定時との消費税等を見比べながら、その分を反映してきたというのが今回の考え方でありますので、その点は御理解をいただきますようお願いいたします。

◎厚生・文教常任副委員長（榎谷規子君） 消費税法が本当に地方自治体の分は特例で、申告の必要がないというふうに言われるように、地方自治体が持っている一つ一つの施設というのは、市民にとって本当に宝の施設だと思っています。先ほど、歳出の分が歳入よりも170万、電気代とかそういうのをふやすと170万、歳出のほうが多い、それを均衡させるほうがいいんじゃないかという御意見もありましたが、やはり学校教育と両輪で社会教育があったように、社会教育が生涯学習という位置づけに変わって、生涯学習、生

涯スポーツ、また青少年の宿泊施設一つ一つの施設が市民にとって本当に大切な施設で、市民が利用することによって、そこで活動することによって、健康寿命を延ばしていったり、市民参加を本当に大いに市政を盛り上げてくる努力をされたりとか、本当にさまざまな、受益者負担という考え方が施設一つ一つにはふさわしくない言葉だと私は思っているんですが、そういった施設を利用した活動、生涯学習、生涯スポーツ、青少年の活動一つ一つがその施設にとって非常に、市政にとって、市民一人一人の受益だけではなく、市政にとって非常にプラスの面があると思うんです。健康寿命を延ばしているからこそ、医療費の分でも違うだろうし、そこら辺の計算は難しいわけですが、そういった点で、やはり消費税分の転嫁というのは私としては受け入れられないと考えます。

〔「議員間討議じゃないですよ」と呼ぶ者あり〕

◎厚生・文教常任副委員長（榎谷規子君） ごめんなさい、まだ質疑でした。そういう一つ一つの施設が市民にとって、市政全体にとって大きな効果があるというようなことはどうお考えでしょうか。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） おっしゃられるとおり、そういった市民団体とか社会教育団体が市の大半の施設を利用しているというところはあります。施設の利用料金も、そういった団体につきましては、おおむね50%減免とか、場合によっては100%減免ということをとっている施設が大半でございます。今回、消費税相当分を増税する、使用料を上げることによって、収入全体では、先ほどからお話ししている180万の影響額だということでございます。そういったところで、その内訳を見ても、やはり影響額の大きい施設というのは、総合体育文化センターとか生涯学習センター、それから野寄のテニスコート、そういったところが180万の影響が多いところになっております。

今回、ただ単に、金額だけの影響を見たのではなくて、一応、施設管理課にも調査をさせていただいて、どれぐらいその施設の年間利用額が大きい団体があるかということでも調査をさせていただいておまして、一定、こちらのほうでも、こういった団体等が今回の消費税対応によって影響があるかということでも一部確認をしております。1年間で、こういった市民団体で、最大でも大体4万円ぐらいになります。少ないところでも数百円の影響額ということになっております。ですので、岩倉市の場合は、特に減免規定というのが多いものですから、そこまで金額的な面とその利用に関しての負担というか、そういったものについては、これまでも軽減を図ってきているのではないかというふうに考えております。

◎総務部長（山田日出雄君） 少し繰り返しになるかもしれませんが、補足的な意味で少しお話をさせていただきます。

今、グループ長からお話がありましたように、一定利用頻度の多いいわゆる団体さんについては、月4回程度、追加で4回までは減免対象となる施設はたくさんありますし、そうした形で市民活動の支援はこれまでも行わせていただきましたし、そうした制度は変えることなく、今後も継続して市民の皆さんの活動を支えていきたいというふうに思っています。一方で、先ほど少しお話ししました多くてもテニスコートのほうで年間4万1,000円ぐらいという話でしたが、利用回数からすれば48回ぐらいありますので、1回1,000円ぐらいなのかなというふうに思います。そういう意味でいくと、確かに御負担はいただくこととなりますけれども、それ以上に、今後もほかの面も含めて、市民の皆さんの活動を支えていくことは必要だと考えていますし、また先ほど来ありましたけれども、健康寿命とか、そうした部分も、市政全体として、市民の皆さんの住民福祉の向上に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎総務・産業建設常任委員（木村冬樹君） 今の議論もずっと聞いてきましたけど、副市長も本会議で答弁したように、今でも内税ということで、8%の現状でもこの分は含んで使用料が設定されているということを確認させていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 内税方式でございます。

◎総務・産業建設常任委員（木村冬樹君） 公の施設とは何かということ、特にこの公共施設の再配置だとか縮小、再編問題が全国的に大きな問題になってくる中で、何回か議論してきたところだと思っています。それで、法律的には、公の施設というのは住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するために設ける施設ということで自治法で規定されているわけではありますが、この間のやりとりの中でも、市と市民の共有の財産ということが答弁でされてきたと思います。そういった中で、先ほど大野委員も言いましたように、私もこのことについて今市民に的確に説明できるかといったらそれはちょっとできない。スタンダードが幾つかあるもんですから、なかなか合理的な説明ができないなというふうに思うわけですけど、市はこの改定について、提案しているんだからそうだと思いますけど、市民の理解が得られるというふうに考えているのか、市民にどのように説明するのか、こういった点についてお聞かせください。

◎行政課長（佐野 剛君） 今後、御議決いただければということになりますけれども、市民の方へのまず周知をしっかりとっていく必要がもう前提に

あるかと思えます。これについて、議決後、速やかに広報、ホームページ、そして各施設のほうでしっかりと周知をして、4月1日に間に合わせて、理解を得ていきたいというふうに考えております。

◎総務部長（山田日出雄君） 少し本会議の中でも話があったところです。今もお話ししていましたが、いわゆる受益者負担という考え方もあると思うんですね。そういう意味でいくと、歳出が増をすることによって、使わない人たちもその負担をしていくことになるということもあり得るというか、事実ですよ、それはね。そういう部分でいくと、そうしたところは丁寧に市民の皆さん、これは利用者に限らずですけども、説明していったって御理解をいただいていくということが必要なのではないかなと思っております。

◎厚生・文教常任委員（黒川 武君） 今、総務部長言われた受益者負担、これは公平・公正上、やっぱり必要な部分あるだろうと思うんですね。しかし、それぞれの公共施設というのは、それなりの必要性があつてつくり、市民の方が利用してきているわけだから、一律的にそういったことの方をを入れるのではなくて、基本的には受益者負担をどうするのかという、各施設の果たす役割、性質、そういうものを分類別をし、それから基準を導き出して、この施設についての受益者負担割合は何%が適切だと。市民プラザは、ここではもう100%になっておるけど、僕が思うに、100%にせざるを得ないのは、市民活動の方々がここを拠点にして使うもんだから、その方々は減免かけちゃうんですよ。そうすると、実際の実入りというのはないわけ。ところが、その方々が減免分も使用料としていただくものとしてみなすと、やっぱり100%近いものになるのかなと思うんですね。だけど、ほかの施設では、それでは利用しづらいところも確かにあると思うんです。そここのところをきちっと精査して、それぞれの施設に合った形での受益者負担割合を求めべきではないかということのまず一点の指摘と、もう一つは、建設当時から、つまりいわゆるイニシャルコストなんですよ、イニシャルコストをどこまで見るかということによって変わるんですね。例えば、用地の取得とか、その建物を建てるに当たってこれだけのお金がかかりました。これは30年にわたって減価償却をかけます、したがって、1年当たりにかかるコストはこれだけになりますといっても、施設のかんりの部分がもう40年以上超えているような施設で、もう既に市債の償還も終わったものもあると思うの。あるにもかかわらず、建設当初のそういった償還払いに基づいて、まだ建設コストとして原価に算入しているとすると、それはちょっと違うんじゃないですか。

ただ、このことを確認を持って言えません。なぜかというデータの提出がないものですから。ただ、もしそういうことが相変わらず慣例的に、もう既に償還が終わったものについても、原価の中に費用として入れているとすると、それはちょっと違うのではないと思うんですが、その点がもしわかりましたらお答え願いたいと思います。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 今、黒川委員がおっしゃっていただいたことは、今回は導入していないですけれども、適性化をしていく上では重要な決めというルールだと思います。先ほどから、適正化したときはというところで言えば、減価償却費も入れているよというところですね。減価償却費については、取得価格を耐用年数で割ってというところで、1年間幾らかというのでその3カ年の平均を出してやってきておるわけですがけれども、基本的には、減価償却し終わったものに対しては金額は入れておりません。

◎総務部長（山田日出雄君） 今のそうした建設費というか減価償却分については、一定この試算の中ではやってきたということは御理解いただきたいと思います。そして、もう一つ受益者負担の話がございました。じゃあどの施設がどれだけのものというのはなかなか難しい面もあると思います。ただ一方で、基本的にそうした形で御利用いただく方たち、先ほど来申しました減免措置を適用するような場合、そうした形での負担というのは考慮はしていると。減免というの、一つの一定の負担の考慮だというふうに考えられると思います。ただ、先ほど来もお話をしてきましたけれども、こうした、これまでやってこなかった分がある。そして、今回のこの記載例の計算式についても、先進市等の状況を見ながらやってきたということ。そして、これは先ほど大野委員の話もありましたけれども、いずれは総合的な見直しをしていかないかんでしょうと。そのときに、また個々の施設ごとにいろいろ考え方を変わるとなかなか、また今度難しくなってくると、一方でそういう面があると思うんです。やっぱり市の施設として、全体として、一定の考え方でそろえていくというのも一つのやり方なのかなと思います。それはまだこれから考えていくことも必要だと思いますけれども、だからそういう点があるということだけ御理解をいただければなと思います。お願いします。

◎総務・産業建設常任委員（木村冬樹君） 単純に消費税を転嫁させるということだけではないということだという説明が繰り返されてきていると思います。ですから、そういうふうに幾つかの基準があって、それをきちんと市民に説明しなければいけないというふうに思っています。それで、やはり公の施設をどう考えるかというところについては、やはり住民の福祉を増進する目的というところから考えると、これまでも内税でやってきたわけですか

ら、その範囲で吸収してほしいという思いはもちろん私としてはあるところ
です。そういった中で、ちょっと具体的に、本会議でも少し聞いたんですけ
ど、第10条の分と第11条の関連のもの、これがやっぱりきちんと説明し切れ
るかどうかというところ、同じような性質だからということで、30年度に建
設されたものが一気に10%上げるということが、本当に市民に説明がし切れ
るのかなあというふうに思ったりもします。ちょっと幾つかあるんですけど、
13条の診断書料の関係ですけど、平成26年に改定したとあります。条文を見
ますと、消費税率に合わせてその分を上乗せするというふうにあるんですけ
ど、別表みたいな表があって、そこの表の改定は条例の改正に入らないん
ですか。これまで、25年度、24年度のときに議会に上程されていないん
ですけど、勝手にこの表が変えられたということで、ちょっと非常に憤りを感じ
ますが、その辺についてはどのような見解を持っているのでしょうか。

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） 休憩を閉じて、再開します。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 平成26年
度も条例を改正しておりますので、上程されていないということはないと思
います。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 今の平成25年の関係でい
きますと、平成25年12月25日条例第42号で改正いたしております。

◎総務・産業建設常任委員（木村冬樹君） はい、わかりました。ちょっと
私も確認したいと思います。

ということであれば、前言を撤回しなければいけないということになりま
すが、10条、11条の関係の整合性というか、本会議では一旦は一定説明され
ていますが、その説明が市民に通用するものなのかどうかという点につい
ては、いかがお考えでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 私が答弁したところかと思いますが。

まず、11条のところで行くと、児童館については7館、例えば面積等も違
いますけれども、1室というところで統一も図っているところです。当時の
児童館ですと、例えば第3児童館などは建てかえたりもしているんですけど、
建てかえる前の児童館と建てかえた後の児童館の貸し出しの施設の1部屋と
いうところは変更はしておりません。といったところで、児童館については、
今、5館ですけど、それから多世代交流センターになったところも同額で設
定しているものを、同じような感覚で10%というところに行っているところか
と思います。

放課後児童クラブ、10条のところについては、児童館と同じような利用がされていくというところもありましたので、本会議でも説明したと思いましたが、このときには、これからかかっていく維持経費、特に光熱費を面積で割り返すという部屋の料金の設定を、大体、岩倉市の公共施設の場合、そういう計算をしながら使用料を開館前に設定しているんですけども、ここについては、児童館と同じように利用はされるということで、あえてそこを差をつけるのは好ましくないだろうということで、同じような計算をすれば多分もっと上がったんだろうとは思いますが、児童館と同じ設定にしていくのが望ましいということで、400円というふうに同額で設定した、一部ちょっと時間割りが違いますけれども、したところであります。今回の改正については、11条の児童館の10%にあわせて、同じ率で上げていくという統一の見解で判断したところです。

◎厚生・文教常任委員長（大野慎治君） 済みません。素朴な疑問なんですけど、休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正で、ここだけ使用料じゃなくて文書料なんです。これは、僕はちょっと強い違和感を感じたんですけど、ここだけね、素朴に。前はほかの改正もあったので別の条例で一本立てで条例改正しましたが、なぜここにほかの使用料の中で文書料を入れたのかという素朴な疑問がありますが、別条例で出してくるんじゃなくて、使用料じゃなくて文書料のやつを入れてきたという素朴な疑問についてお聞きします。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 今回、14本の条例改正を一本化して改正案として出させていただいております。その理由としては、今回の消費税対応として、公の施設等の使用料ということで、今、委員おっしゃられた文書料も含めて、一律的に同じ方法により料金算定をするというところからでございます。

◎厚生・文教常任委員長（大野慎治君） 文書料は、平成25年のときに、消費税増税に伴って8%に普通に上げているやつなんです。ほかのやつは上げていないとか、そのままだったりとか。これは、ちょっと僕の中に強い違和感、条例の仕立て上こうしちゃったというのはやむを得ないとは言わないよ、僕は。何で文書料だけを「等」に含めていいんだという考え方が、ちょっと僕はここだけは強い違和感を感じるんですが。

そもそも、条例改正して8%にしたやつを、これをもう一括条例にしているという考え方というのは、「等」だからいいんだという考え方もあるけど、これだけは別に上げてくるという考えはなかったんでしょうか。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 今回の条例改正案につきましては、同じ、

今回、消費税対応をする他市町のほうの状況も少し勘案させていただいて、小牧市さんがこういった施設使用料だとか、こういった手数料も含めて一本化で出しているというところもありましたので、そういったところも参考にさせていただいたところでございます。

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） ちょっと委員長から質問です。

さっきの10条、11条の関係なんですけれども、2つとも目的外使用のときの料金設定なんです。それで、目的外使用というのは、あくまでも本会議で言ったように、もう厳密に言うとは、住民の福祉の向上の住民というのは岩倉市民なので、それ以外の利用のときの設定のあり方。他市では、例えば岩倉は市民プラザの例でいうと100%なので2倍なんですけど、5倍に設定したりしているところもあります。だから、そこら辺の総合的な見直しを含めて、今後やっていくということならわかるんですけど、やっぱり目的外使用の部分と十全たる使う部分の使用料との混在をしているというふうに私は見ているんです。だから、その点についてやっぱり考え方が違うんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがなんでしょうか。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） 時間がかかるようならちょっとここで休憩を入れたいんですけども、いいですか。

10分休憩します。2時40分から再開いたします。

（休 憩）

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） 時間になりましたので、休憩を閉じ、再開いたします。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） 順番に説明をさせていただきます。

条例を確認しまして、まず五条川小学校内に建設しました放課後児童クラブ施設につきましては、もう目的としては放課後児童健全育成事業に供する。ただし、その実施に支障がないと認めるときは、次に掲げる場合においては許可するという形にしておりまして、それが小学校の教育活動で利用する場合、地域の児童健全育成のために利用する場合、地域住民が相互に交流を深め、自主的な活動を進めるために利用する場合、それ以外に市長が特に必要と認める場合というふうにしておりまして、基本的にこの3つとしておりますので、市外についてはほぼ想定していないというところで、こういった場合で必要ならば使用料をいただくという設定しております。

児童館についても同様に、児童館の目的は、小地域を対象として児童に健全な遊びを与え、個別的及び集団的に指導して健康増進、情操を豊かにする

児童の福祉を目的とする地域組織活動の育成、醸成を図る、2つの目的、児童の福祉と地域組織活動の育成というところも目的というふうにしております。児童館についても、言われたとおり使用料は徴収しない。ですけれども、この目的以外については使用料を徴収するというふうにしておりまして、基本的に地域での活動、いわゆる町内会活動ですとかサークル活動の場合には使用料をいただいて利用をしていただいている。もともと、公の施設というか、貸し出しを目的としている施設ではないものですから、現在の運用でも市外については許可していないという運用を図っているところです。ですので、ちょっと条例を設置した時期は異なりますけれども、市外を想定した料金設定にはなっていないというところでございます。

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） 市外にこだわっているわけではなくて、厳密に言うと、本会議では市民の利用も、厳密に言うと目的外使用ではないかという質疑をしたところなんですけれども、今回、聞いたのは、貸し館業務ではない、さっき言ったように、基本的には徴収しないという公の施設と、基本的に徴収することを前提とした公の施設とがあると思うんですね。その2つを一緒に消費税が上がるというって上げるということではなくて、さっき言ったように、目的外使用についての料金設定というのは何倍が適切かということも含めて、総合的な見直しの中に含めて検討されるべきではないのかなというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） その消費税自体は、そうした目的によって何か取り扱いが変わるといって、一部いろいろありますけれども、基本的にはそういうものではないというふうに理解をしております。ですので、サービスの提供用とか、あるいは売買とか、そうしたものに対してかかってくるものというふうに思っております。あと、そうした目的外の利用であろうが、そうでなかろうが、かかったりかからなかったりするものではないというふうに理解をしています。総合的な見直しというのは、一定その部分で見るとはなくて全体として考えていくべきものだというふうに思っていますし、先ほど来も何度も御意見もいただいておりますけれども、その中で考えていくべきものと思っております。

あと、市外については、もともとある意味、貸し館業務的なところを最初から意図した施設であれば、そうした設定もあるんでしょうけれども、今回の児童館や、あるいは放課後児童クラブの施設については、そうしたものを当初の意図の目的にはしていないというところでの取り扱いが違ふというふうに思っています。そして、放課後児童クラブについては、今回のそうした条

例上の規定の仕方というのは、いろいろ議会の中でも御議論をいただいて、そうした形にして、当然、このときの条例もそうした御議論をいただいた上でお認めをいただいたものだというふうに理解しておりますのでお願いします。

◎総務・産業建設常任委員（宮川 隆君） 自分の頭の中を整理するためにちょっとお聞きしたいんですけれども、今までの料金改定は、そのときそのときの税率にあわせてやってきた経緯がありますよね。あと、減免に関しても、これは市の一つの政策というか、流動的にそういうのを制度化してきたというのもあると思うんです。そういういろんな時期と制度がいろいろ重なっているから、すごく中身が見えにくいんですけれども、今回の条例改正の部分でコアな部分は、あくまでも電気代だとか、そういう経費、もしくは維持に必要な経費というものを全部足し込んで、少なくとも減免というものが無い場合、ないという計算をした場合で、一定のところでペイができる、それを面積だとか時間等で割り戻したことによって、一番コアな部分が数字的に出てきたと。それに対して1.10を掛けたという理解でよろしいんでしょうか。いろんなものがかぶっているからわかりにくいんですけれども、すごく単純明快な答弁が欲しいんですけど。

◎総務部長（山田日出雄君） そうではありません。もともと、今、委員がいろいろお話しされた内容というのは、あくまでも使用料の適正化ということで、これまで取り組んできた話の中で、結局、最終的にそれは取り入れていないというのが今回のお話です。そもそも論のお話はそれです。だから、今回は、今のようなランニングコスト的な部分とか投資コストもみんな含めてやったのはあくまでもやりましたけれども、それは今回の見直しの中には反映されておられません。あくまでも、消費税相当分の見直しの分だけだということで、これまでもお話をしておいておりますので、よろしくをお願いします。

◎総務・産業建設常任委員（宮川 隆君） 済みません、頭が悪くて。

では、消費税相当分に掛ける原資というのは何なんですか。一番、掛けるもとなる部分というのは何なんですか。

◎総務部長（山田日出雄君） 現行の使用料がございますよね。これは、一番最初の全員協議会するときにも説明させていただいたと思うんですが、一番最初の現行の使用料に、それを建設時の消費税分を割り返して、税抜きの価格にします。それに、1.1を掛けたものが今回の数字だということです。

◎総務・産業建設常任委員（宮川 隆君） 申しわけありません。

今まで、5%だとか3%というものを今の部分から削ったものに対して1.1を掛けているという理解でいいですか。

◎総務部長（山田日出雄君） はい、そうです。例えば、消費税が3%のときであって今が仮に100円とすれば、100円割る1.03掛ける1.1、これが今回の計算式の根拠です。

◎厚生・文教常任委員（黒川 武君） 確認をさせていただきます。

従来は、いわゆる内税方式というのかな、3%のときも5%のときも、そのときの当時の市長のお考えとしては、よもや将来10%になるということは、その時代もう議論さえもなかったわけですから、そういう意味合いでは、公費の中で吸収できるだろうということで、いわゆる内税という形でやってきたわけなんですよね。ところが、やっぱり10%になってくると、先ほども言われたように、350万の支出増になる、それに対して10%を持っていても、やっぱり170万は公費負担にならざるを得ないといった現状にあるということで、したがって確認したいことは、従来のいわゆる内税方式でもって行ってきた考え方を、今回は本来の料金のあり方とはまた別に、消費税は消費税として捉えて、その部分の上昇分について転嫁を行うものだというふうに変え方が変わったということ。考え方を変えたというのか、そういう考え方に今後も立つということ。

それから、もう一点は、総務部長が途中で言われたと思うんですが、料金のあり方については定期的な見直しが必要であると、そういった認識にあると。この2点について、確認をさせていただいてもよろしいですか。

◎総務部長（山田日出雄君） 後者のほうから少しお答えさせていただきます。

やはり、そういう意味でいくと、これまでも長らくと言うんですか、ほぼ使用料の改定というのはしてこなかったのが実情だと思います。そういう意味でいくと、今の御質問の中にもございましたように、この間に消費税の率も随分変わってきたと、また社会情勢も変わってきた、経済情勢も変わってきている、あるいはいろいろなものが値上がりと言うんですかね、当然高騰してきている部分もありますので、そういう意味でいくと、やはりそのままずっとこれを維持していくことは、やっぱり何かそれは逆に違うのではないのかなと思います。

そういう意味でいくと、先ほど来お話をしていますし、御質問もいただいております定期的な見直しというのはやっぱり一定必要であろうと。恐らくそういう中でいくと、他市のように消費税の分も見込みながら、つまりそこで定期的に見直すことによって、維持コストをもとにしますので、必然的にそうした部分でいけば消費税分も一定見直していくことにつながっていくのではないかなと思います。

今回の見直しですけれども、なかなかスタンスを変えるというのはちょっと申し上げにくい部分もありますけれども、現状、先ほどの計算式からいけば、そういうふうな話になり得るというふうに考えています。ですので、その点については御理解もいただきながら、お話をしていかなくちやいけないだろうなというふうに思っています。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君）　ちょっと、非常にあまのじゃくな質問でございますけど、私は原則全部一律10%、つまり1.1倍にすればいいと。そして、例外的に、それが余りにも不公平・不合理な場合は個別に、例えば2%分だけ上げるといふふうにすればいいというふうに基本的には考えております。それはなぜかという、利用者の方の負担がふえるということは、不足分は税金で賄われるわけですから、利用者の負担がふえるということは、その分、利用者を含めた市民全体の方の負担の軽減になると。つまり、利用者が負担する分がふえるということは、それ以外の不足分は税金で賄われるわけですから、その税金の負担が減るといふことで、実は利用者以外の市民の皆さんにとっては負担の軽減になると。そういうことを考えておりました、10%、1.1倍でいいじゃないかと、そのように考えております。

先ほど、税金に税金を掛ける、つまり例えば5%で内税でそれに10%で、要するに1.05倍のさらに1.1倍はおかしいじゃないかという議論がございますが、ゼロ%のとき、3%のとき、5%のとき、8%のときに、それぞれ例えばいろんな建物に改修や工事が加えられていった場合に、余りにも算定が不可能になってくると。それで何が言いたいかという、市民の皆さんに一番合理的に理論的に合致するということが大事でございますが、簡単に簡単に、そしてわかりやすく説明するためには、その10%部分を上乘せするというシンプルな説明が一番適当であるというふうに私は考えております。

ただ、明らかに、例えば先ほどの文書のところみたいに、8%を乗っけているのは明らかだから、2%分を上乘せするというところは理解できますけれども、もう算定が、要するに5%時代に値上げをしていない部分については、今回の10%を値上げする前のやつが税金をかけられる前の値段であるというふうに考えればいいんじゃないかというふうに考えております。

繰り返しになりますけれども、利用者の負担の増は、それ以外の市民の負担の軽減になりますから、そういう観点で一律10%値上げが原則というのは合理性があるし、また市民の皆さんの理解も得られるのではないかと考えますが、当局の御見解をお伺いします。

◎行政課統括主査（酒井 寿君）　今回の消費税相当分の転嫁というところでの考え方としては、現行の施設の使用料の設定というのは、その施設の建

設当時の消費税相当分を加味した上で設定されているというところがまず前提になっておりますので、それぞれ施設が消費税何%のときに建ったというのはそれぞれ異なっておりますけれども、あくまでも建設当時の税率を加味して設定されているので、今回の10%の適用というのは、一旦建設時の税率で割り返して、税抜きにして1.1、今回10%分を反映させるというような考え方のもとに設定しているものですから、合理性というか、一定そういった考え方のもとに設定しているもので、間違いではないかなというふうには考えております。

◎総務部長（山田日出雄君） これも、同じことの話になってしまうかもしれませんが、確かにそうした水野委員の言われるようなお話もあるかもしれませんが、我々とすれば、現行、これまで来た使用料の設定が一定根拠を持って算出しているものである、当時の消費税相当分を含んだ形で算出しているものであると。それを根拠にして、今回の改定、見直しに来ているものですから、その点は御理解をいただきたいと思えます。

一方で、いわゆる市費を投入することによって負担がという話がありましたけれども、そういったところでいけば、主要政策の成果報告書の中では、市民1人当たりの決算額というような形で、市税の分とあとはその他の分という形で出させていただいています。そういうところでも、市民の方に見える化をさせていただくような努力はさせていただいていますので、御理解をいただければと思えます。

◎厚生・文教常任委員長（大野慎治君） 水野さんは計算式がわかっていないから言っているけど、計算式をわかった上で質問している人と計算式がわかっていない人の質問はちょっと論外なんで、ちょっと僕に対する侮辱になるのでやめてください。本当に計算式をわかった上で言っているんで、俺は。
〔発言する者あり〕

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） 質疑をしてください。

それは後で議員間討議のときに。

質疑はほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） 質疑がないようですので、議員間討議に切りかえたいと思えます。

議員間討議は、あくまでも反対賛成を述べる場ではないので気をつけてください。考え方で、例えば今、質疑で加わった議員さんのこの考え方は僕は違うんじゃないかとか、そういう観点での議員間討議ですので、議員同士でやりとりをするということで、そこを間違えないようお願いいたします。

[発言する者あり]

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） 打ち切りましたよ。

質疑を終結し、議員間討議に入ります。ごめんなさい、もう一度。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） 例えば、5%分を見込んで内税でという場合に、1.05で割って、その後で1.1倍をすると。それも、もちろんそういうことでされていると思うんですけども、端的に1.1倍するのにも合理性はあるのではないかという意見でございます。あと、先ほどの大野委員が言われた、例えば5%のかかっているものにさらに1割増し、10%を掛けるということは、1.05倍したものに1.1倍をさらにするから、税金に税金を掛けることになっておかしいのではないかと、そういう御議論でございますが、そもそもその1.05倍を掛けられているという前提は、内税でそういうことにして、料金を変えてこなかったわけですから、その1.05倍されているというのが本当、今の議論で当てはまるのかどうかということ、自分としては料金に変更されていない。要するに、5%とか3%の時代にその分を吸収しているということでございますので、一応内税でということではあるんですけども、それを原価というかに見立てて1.1倍をするだけでも、合理性があるのではないか。それは、先ほど言ったように、利用者の負担が不当にふえるという議論がございしますが、利用者の負担がふえるということは、その施設に係る費用の不足分は税金で賄われるわけですから、利用者の負担がふえるということは、利用者以外の方の市民の税金の負担が減るわけですから、利用者以外の市民、大多数の市民の皆さんにとっては負担の軽減になるということをお願いしたわけでございます。

◎厚生・文教常任委員長（大野慎治君） 済みません。簡潔に言ってください、何を言っているかわかりません。これは、意見表明なのか、僕に対する意見なのか、それとも当局に対する意見なのか、誰に言っている意見なのかがよくわかりません。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） 議員間討議でございますから、どの議員の方が意見を言われてもいいかと思っておるんですけども、ただ繰り返しになりますが、今回はそうではございませんが、単純に1.1倍をするというのも一つの議論としてはあり得るのではないかと考えております。

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） それについて何か発言する議員は。

◎厚生・文教常任委員（井上真砂美君） 私はそこまで簡単に計算してなくて、今回、執行部側がしっかりとつくられた時代背景も考えていただいて、今までの消費税3%、5%、8%に戻って、ちゃんと借りるお金の基準値を

出してこうやって計算していただいているので、なかなかきめ細かくやっていただいているなと思います。単純に1.10を掛けるのではなくて、ちゃんと基準値に戻してやってくださっているのいいと思います。以上です。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） ですから、何が言いたいのかというと、私の単純に1.1倍するのもいいじゃないかという話と比べて、より執行機関のほうはきめ細かく考えておられるんだなというふうに理解しているということでございます。

◎総務・産業建設常任委員（木村冬樹君） 私は、先ほど言ったように、内税方式で8%までやってきたということで、そこで課税をされているという取り扱いですので、今の時点ではやっぱり2%しか上げられないんじゃないかなというふうに思っています、依然としてね。ただ、今回の使用料等の改正については、公の施設の使用料を考える場合にどうかというところがやっぱり一番僕は大事な視点だというふうに思っています。繰り返し述べていますように、やっぱり住民の福祉を増進するという目的でつくられている施設ですから、使っていない住民と使っている住民の受益みたいな考え方というのはやっぱりそぐわないところがある。公の施設というのは、繰り返しますように、市と市民の共有の財産であったり、あるいは市民活動の拠点というふうにこれまで言われてきましたし、もっと解釈すると、住民自治を推進して発展させる場ではないかなというふうに思っています。そこに、受益という考えをもたらすと、やはり、本来の住民の福祉を増進するという目的のためにつくられている施設でありますので、そぐわないという考えが私の中にはありますので、水野委員は使っている人と使っていない人の公平性みたいなことを考えるかもしれませんが、公の施設というものの目的をやっぱりきちんと捉えて議論しなきゃいけないなあというふうに私は思います。

◎総務・産業建設常任委員（片岡健一郎君） もちろん、やっぱり受益者負担という考え方は、使っている人に負担していただく、じゃあ使っていない人はどうなのという考え方がありますし、福祉の向上に関しては、理想はやっぱりもっと下げられたら一番僕はいいと思っています。何なら極論を言うなら無料が一番いいと思っていますし。だけど、現実考えたときに、この非常に厳しい財政の中、考えますと、やはりこの使用料を負担していただいている率でも、やっぱり維持管理費を賄えるのは20%から25%という答弁がありましたし、8割近くは市が公の施設として維持管理をしていただいているというところもあると思います。

そういうことも鑑みて、今回、やっぱりコストに係る消費税というところに論点をちょっと持っていきたいんですけども、やはりコストにも当然消

費税が8%から10%になるわけで、今まで値上げをしてこなかった分、やはりその消費税分というのは、ゼロから見れば10%上がっているわけなんですね。だから、それを今まで吸収してきたんですけども、やはりこのタイミングで当局としては改正したいということで、さっきから内税とか何か言っているんですけど、僕はコストに係る消費税を賄うための値上げだと思っています。そうやって考えると僕はすうっと落ちるんですね。実際、これで消費税を取って、どこかに納めるわけではないものですから、結局、やっぱりコストに係る部分を見てもらう値上げだと、その基準にするのがやっぱり消費税だったんですけど、今回、その上げ幅を決めるのが。というふうに考えていただくと自然というか、そんなに問題にはならないと僕は思うんですけども、いかがでしょうか。

◎厚生・文教常任委員長（大野慎治君） 私、一貫として言っているんですけど、岩倉市の方針が今まで5%の内税だったというのは、5%に上がったときにそう言っている。消費税3%に上がる前の2年ぐらい前に総合的な料金体系の見直しを行ったから、3%のときは見送った。それはわかるんです、それは。それからすうっとやらなかったということが問題が起こっているのか、起こっていないのかは別問題ですけど、その料金体系の見直しを行って、議会の議事録上はそうなっていました、見たらそういうことになっておりますが、そういったところを勘案すると、本会議でも副市長も、そしてこの委員会でも、消費税は5%のときには内税方式である。8%になっても、今は内税方式になっていることになっているということに理解できました。

ただ、僕は上げちゃいけないということではないので、やっぱり建設当時の消費税と比較して上げていくんだよという考え方がちょっと違うんだよと僕は思っております。だから、市民の皆様、今回8%で上げなかった分と一緒に10%で上げる施設があるよ、8%のものは2%上げるものがあるよ。それは、全然僕は十分説明できるんだけれども、今、先ほども申したいように、総合的な料金体系の見直しは、当局が3年なり5年なりで見直していけば僕はいいと思っているんだけど、今回は消費税増税分のみということになっているので、やっぱり市民の皆様、説明できるように、一律同じ考えで行くべきであると。今回の考え方と僕はちょっと考え方の本当は見解は違います。以上です。

◎厚生・文教常任委員（黒川 武君） 歴代の市長が何も人気とりみたいな形で、消費税を内税方式でというふうなもの、言い方をしたわけじゃない。きちっとやっぱりそのときに置かれている市の財政状況、それを見て、この程度の影響幅だったら市民の皆さんにお願いすることなく、何とか頑張っ

公費負担で吸収してもと、恐らくそういった思いもあったと思うんです。そのための行政改革も現実に進めてきたんですよね。ところが、今後10%という形になると、なかなかそこまで市のほうでかぶることになると、他の公共サービスにやっぱり与える影響が出てくるだろうと思います。しかし、正直申し上げて、今回の算定式、例えば現行400円のを440円で、市民から見れば400円に2%上乗せだけじゃないのというふうに問われた場合、なかなか説明しづらいですよ。その400円の時には実は5%のままでした。それを割り戻してもとの形に出して、それを10%を掛けたものはこうですと言っても、やっぱり頭の中ではわかって、なかなかすぐにはすんと胸の中に落ちないなあという方も見えると思うので、ちょっとその辺を今後きちっとやっぱり周知していくことが必要だということと、やっぱりこの機会に本来の料金について、算定基準をやっぱり見える化してほしい、ルール化していただきたい。それと、先ほど申し上げたように、定期的な見直しというのも、やはり公共料金というのは市民の方に大きな影響を与えるので、僕はそれを持つ度合いは大きいと思うので、できれば市民参加のもとで審議会のような組織を設けて、それに対応していくほうが市民の方の理解も得やすいんじゃないだろうかなということも今回の議論を通じてつくづく感じたところがあります。以上です。

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） なしならちょっとしゃべっていいですか。片岡委員の考え方についてだよ、だめ。

〔発言する者あり〕

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） 須藤委員の許可を得ましたので発言させていただきます。

今まで、例えば見送ったときの話なんですけど、消費税法的にいうと、これまでも例えば電気代だとか、そういうコストの面には8%の消費税がかかっているんですよね。それをもって内税だというふうに解釈すべきだということだと思うんです。例えば、民間事業者だって同じだと思うんですけれども、これまで内部努力で見送ってきたものを今回の8%から10%になったときで、今まで取っていなかったから10%値上げをする民間事業者というのは多分ないんじゃないのかなというふうに思う。

これはそれを便乗値上げというふうについて攻撃されるようなところはあると思うんですけれども、だから消費税法的には、既に消費税は含まれている、幾ら見送ったとしても含まれているという、まさに今までの答弁がそのとおりで、入っているというふうに解釈しないといけない、逆にしないといけないというふうに思っています。だから、市民から見ると、何で8%入っ

ているのに今回また10%上げるのかという疑問になっちゃうので、やっぱり抜本的な見直しの話と今回の消費税の話とは分離して考えないといけないのかなというふうに私個人は思っています。

なければ、議員間討議を終結してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎総務・産業建設常任委員長（堀 巖君） これで議員間討議を終結して、
連合審査会を閉じさせていただきます。